

新型コロナウイルスに関する注意喚起（第18報）：
当地における感染状況等（3月31日現在）

- 3月30日、DC、MD、VAそれぞれにおいて、外出禁止令が発出されております。
- 3月31日、外務省は、米国を含む49か国・地域に対し、感染症危険情報レベルを「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に引き上げました。
- 本日現在の当地（DC、MD、VA）における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦、各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 当地における感染者数は以下のとおりです。

(1) ワシントンDC：495名（死亡9名）※3月30日時点

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

(2) メリーランド州：1,660名（死亡18名）※3月31日時点

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

(3) バージニア州：1,250名（死亡27名）※3月31日時点

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

2. 日本の措置

別途外務省からお知らせしたとおり、3月31日、外務省は、米国を含む49か国・地域に対し、感染症危険情報レベルを「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に引き上げ、また、レベル3の国・地域を除く全世界に対し、感染症危険情報レベルを「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」に引き上げました。

◎詳しくはこちら

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T084.html#ad-image-0

3. 連邦、各州政府の措置等

※DC、MD、VAそれぞれにおいて、外出禁止令が発出されています。

◎詳しくはこちら（3月30日付領事メール）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200330importantmessagecoronavirus.pdf>

(1) 連邦政府

・3月29日、トランプ大統領は、3月16日付で発出したコロナウイルス感染拡大防止に関するガイドラインを4月30日まで延長する旨を発表しました。

◎詳しくはこちら

https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/03/03.16.20_coronavirus-guidance_8.5x11_315PM.pdf

(2) メリーランド州

・3月30日、メリーランド州政府は外出禁止令に関して、以下のとおり、追加の解釈ガイダンスを発表しました。

○基幹ビジネスの雇用者は従業員に対し、基幹ビジネスで働いていることを証明する書面を提供できる

○以下の場合、14日間の自己隔離が必要な「州外からの旅行」とはみなさない

・DC及び隣接する州からメリーランド州への通勤の場合

・メリーランド州への立ち寄りが短時間の場合

○レストラン及びバーは非基幹ビジネスとみなされていないため、店舗での受取（curbside pickup）が可能

○娯楽目的のボート使用（recreational boating）は不可

○外交団の職員は基幹ビジネス従事者とみなす

○宗教施設は非基幹ビジネスとみなす

○ベビーシッター、介護者等は、不可欠な行為に従事する人々とみなす

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/03/OLC-Interpretive-Guidance-COVID19-08.pdf>

・本日（3月31日）、ホーガン知事は、州所得税の申告期限を7月15日まで延長する非常事態令を発出しました。

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/03/Extension-of-Tax-and-Oath-Timelines-3.31.20.pdf>

(3) バージニア州

・バージニア州政府は、同州の外出禁止令に関するQ&Aを公表しました。

◎詳しくはこちら（バージニア州政府HP）

<https://www.virginia.gov/coronavirus/faq/>

（注）連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

4. 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては、引き続き連邦・州・地方の関係当局が発信する情報や報道等により最新情報を把握するとともに、感染予防に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

5. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

6. 当館では、領事業務担当職員の感染予防をより一層徹底し、領事窓口の機能を引き続き維持するとともに、領事窓口を来訪される皆様の健康を確保するための措置として、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/download/20200316importantmessagecovid19.pdf>

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html